

大気汚染防止法に基づく 石綿飛散防止対策について

一般社団法人日本石綿対策技術協会設立記念セミナー

令和5年9月27日
環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



目次



1. 大気汚染防止法及び政省令の改正等について
2. アスベストに関する各種マニュアルの改正等について
3. アスベスト規制に関する最近の動き
4. 研修資料・広報資料等の紹介

大気汚染防止法及び政省令の改正等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)



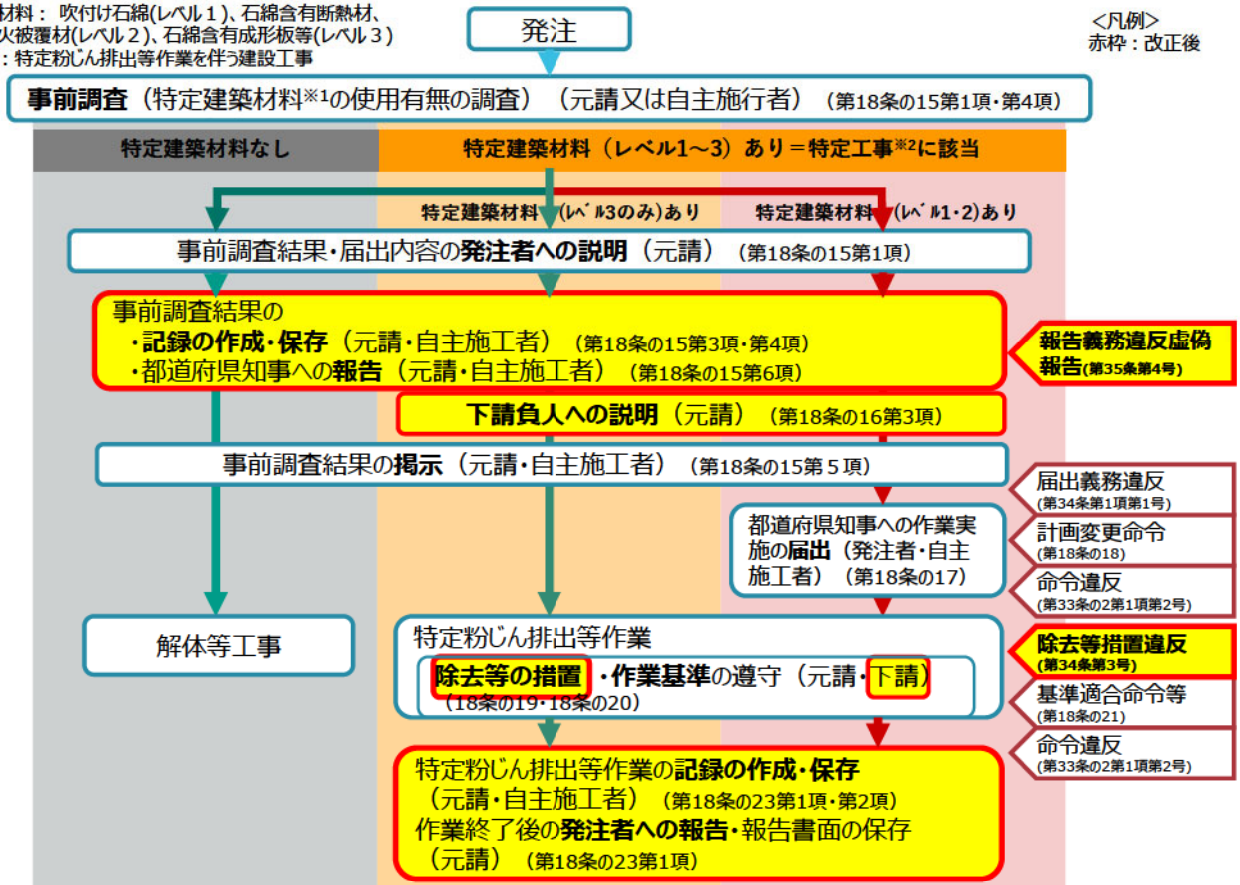
- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化した。



改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※ 1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※ 2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

<凡例>
赤枠：改正後



解体等工事に係る調査①

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。(法第18条の15第1項)

□ 事前調査の方法 (規則第16条の5)



【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、**解体等工事に該当しない**ため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、設置工事着手日の確認を行い、**それ以降の調査は不要**。

解体等工事に係る調査②

□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者） （令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 工作物石綿事前調査者講習を修了した者
- * 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。
- * 施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

**建築物関係
R5.10.1施行
工作物関係
R8.1.1施行**

□ 建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

■ 関東・甲信越エリア

東京：中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
公益社団法人 東京労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 東京支部
一般社団法人 東京技能講習協会

茨城：一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
株式会社安全衛生推進会 茨城教育センター
建設業労働災害防止協会 茨城県支部

神奈川：建設業労働災害防止協会 神奈川支部
公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会

栃木：建設業労働災害防止協会 栃木県支部

千葉：株式会社大佐和自動車教習所
建設業労働災害防止協会 千葉県支部

群馬：建設業労働災害防止協会 群馬県支部

埼玉：建設業労働災害防止協会 埼玉県支部
一般財団法人 江南クレーン教習所
株式会社 安全衛生推進会

山梨：建設業労働災害防止協会 山梨県支部

長野：建設

■ 複数県エリア

一般財団法人 日本環境衛生センター〔全国（主要地域）〕
一般社団法人 環境科学対策センター〔全国（主要地域）〕
建設業労働災害防止協会〔全国〕
株式会社 安全教育センター
〔青森、岩手、秋田、宮城、福島、東京、大阪〕
住建センター株式会社〔全国〕
一般社団法人 企業環境リスク解決機構〔全国〕
株式会社 建設業安全推進協会
〔北海道、東京、愛知、大阪、福岡〕
株式会社 ERIアカデミー〔全国〕
技術技能講習センター株式会社〔東京、神奈川、千葉〕

**登録講習機関数：124機関（R5.9.1時点）
講習修了者数：約14万人（R5.7末時点）**

工作物に係る事前調査を行う者

大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

- 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならない。ただし、特定工作物以外の工作物については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。（第16条の5）

- ① 特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
- ② 特定工作物（第6号、第12号～第17号）
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
 - ✓ 建築物石綿含有建材調査者等
- ③ 特定工作物以外の工作物うち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの
 - ✓ 工作物石綿事前調査者
 - ✓ 建築物石綿含有建材調査者等

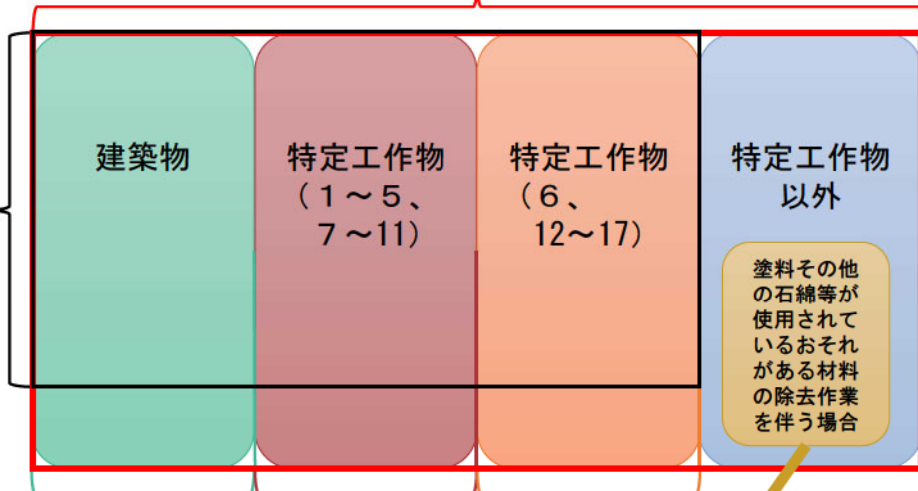
特定工作物

- ① 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び压力容器、4：配管設備、5：焼却設備、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備
- ② 6：煙突、12：トンネルの天井板、13：フラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、特定工作物に係る解体等工事において、**事前調査結果の報告が必要**



建築物石綿含有建材調査者等による調査が必要

工作物石綿事前調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等又は工作物石綿事前調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

特定工作物

- 1: 反応槽 2: 加熱炉 3: ボイラー及び圧力容器 4: 配管設備 5: 焼却設備 7: 貯蔵設備 8: 発電設備 9: 変電設備 10: 配電設備 11: 送電設備
6: 煙突 12: トンネルの天井板 13: プラットホームの上家 14: 遮音壁 15: 軽量盛土保護パネル 16: 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17: 観光用エレベーターの昇降路の囲い

解体等工事に係る調査結果の報告

■ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該**調査の結果を都道府県知事に報告**しなければならない。(法第18条の15第6項)

□ 報告の対象 (規則第16条の11第1項)

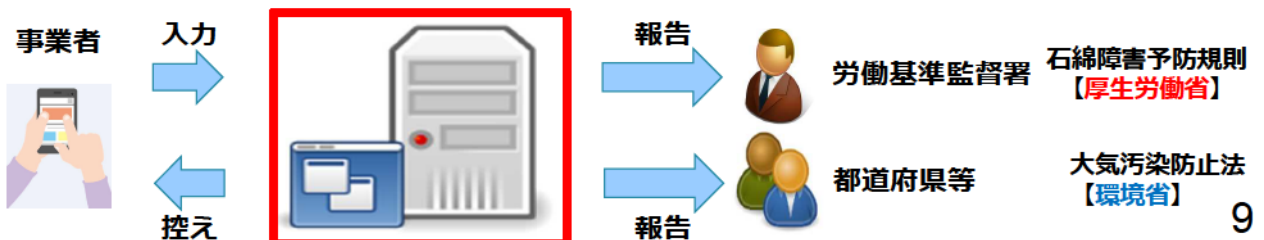
解体工事
床面積合計80m²以上

建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)

工作物*の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
*事前調査結果の報告対象工作物
(令和2年環境省告示第77号)

□ 報告の方法 (規則第16条の11第4項)

➤ 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る**電子システムを新たに整備**。



特定粉じん排出等作業の作業基準①

- 特定粉じん排出等作業に係る作業基準は、特定粉じんの種類、**特定建築材料の種類**及び特定粉じんの排出等**作業の種類ごと**に、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。
(法第18条の14)

□ 作業計画（規則第16条の4第1項）

- ・ 建築物等の概要、配置図及び付近の状況、工程の概要
- ・ 現場責任者の氏名及び連絡場所

※レベル3 建材の特定工事でも作業計画を定める必要がある

□ 作業中の記録（規則第16条の4第3項）

- ✓ 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存

□ 作業が適切に行われていることの確認（規則第16条の4第4項）

- ✓ 元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認する

□ 作業が完了したことの確認（規則第16条の4第5項）

- ✓ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者※に、当該確認を目視により行わせる

※ 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者
建築物石綿含有建材調査者や石綿作業主任者

特定粉じん排出等作業の作業基準②

① 石綿含有成形板等（規則別表第7：4の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- イ 特定建築材料を、**切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す**こと。
- ロ イの方法により特定建築材料を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 当該特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**すること。
- (2) 当該特定建築材料を**薬液等により湿潤化**すること。

- ニ 特定建築材料の除去後、**作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。
ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。



原形のまま取り外し



散水による湿潤化

② 石綿含有仕上塗材（規則別表第7：3の項）

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

- イ 除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**すること。
- ロ **電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次の措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**すること。
- ハ 当該特定建築材料の除去後、**作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。この場合において、ロの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

発注者の配慮義務等

- 解体等工事の発注者は、元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。（法第18条の15第2項）
- 特定工事の発注者は、元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（法第18条の16）
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の17）

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。（法第18条の15第1項）
- 特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。（法第18条の23）

大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有建材への規制	改正大気汚染防止法の公布	周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保		周知	令和3年4月施行		令和5年10月施行(建築物)
		周知	周知、調査者の育成		令和8年1月施行(工作物)
		周知	令和3年4月施行		
		周知	令和3年4月施行		
		周知	周知、システム整備	令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での石綿漏えいの有無の確認		周知	令和3年4月施行		
適切に行われたことの確認		周知	令和3年4月施行		
		周知	令和3年4月施行		
		周知	令和3年4月施行		
	周知	令和3年4月施行			
直接罰の適用	周知	令和3年4月施行			
罰則の対象の拡大	周知	令和3年4月施行			

アスベストに関する各種マニュアルの改正等について

アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過



							R2法改正	
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル	H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）			H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）			R3.3 統合マニュアル	
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン				H29.4		R4.3 改訂版		
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3	H5.12 改訂版	H19.5 第3版	H22.6 第4版	H29.7 第4.1版		R4.3 第4.2版	
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル			H19.8		H29.9 改訂版		R5.4 第3版	

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に係る技術的事項についてまとめた資料

- 環境省（大気汚染防止法） ⇒「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」
- 厚生労働省（石綿障害予防規則） ⇒「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」



令和2年の両法令改正を受けて、環境省と厚労省が連携して統合したマニュアルを作成
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の改正で新たに加わった規制について追記
- (2)技術的知見を追記
- (3)石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記



グローブバック工法



スレートの除去



集じん回収（高性能真空掃除機）



呼吸用保護具

16

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン



- 平成29年4月にリスクコミュニケーションの目的、手順、準備、実施上の留意事項などを内容とする「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」を作成
- 令和2年の法改正及び参議院附帯決議を受け、**法改正の反映**や**最新のリスクコミュニケーション事例**、**自治体の周知範囲の事例等**を拡充するなど、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和4年3月に改訂

【改正概要】

- (1)大気汚染防止法の改正内容の反映
 - ✓ 「石綿含有成形板等」や「石綿含有仕上塗材」を特定建築材料に追加
 - ✓ 「事前調査結果の報告」や「調査者等による事前調査の実施」をフローに追加
 - ✓ 「現場への事前調査結果の写しの備え置き」、「取り残し等の確認」、「作業完了報告」のリスクコミュニケーションへの活用について記載
- (2)リスクコミュニケーション事例の記載の拡充
 - ✓ リスクコミュニケーションにおける成功例や苦労した点等について掲載
 - ✓ 木造住宅での事例や代表的なトラブル事例等、最新のリスクコミュニケーション事例を追加
 - ✓ 条例等で規定している解体等工事の周知範囲等の例を整理して掲載

17

- 環境大気中のアスベスト濃度を測定する上の技術的指針として、昭和60年3月に作成し、これまで平成5年12月、平成19年5月、平成22年6月、平成29年7月に改訂
- 令和2年の法改正を踏まえ、最新の情報により、解体現場等での漏えい監視等に運用可能な測定方法や測定機器の現場での使用の効果等を検証するとともに、災害時におけるアスベストモニタリング方法について追記するために、専門家等から構成される検討会で議論し、令和4年3月に改訂

【改正概要】

- (1)迅速測定法における捕集条件の見直し
 - ✓ 「アスベスト迅速測定法」として、迅速な測定を可能とするため、吸引流量、捕集時間及び捕集空気量の設定範囲を見直し
- (2)可搬型蛍光顕微鏡法のスクリーニング法として位置付け
 - ✓ 可搬型蛍光顕微鏡法を解体現場等の漏えい監視や災害時の環境モニタリングのスクリーニング法（現場で簡易かつ迅速にアスベスト繊維の確認ができる測定法）として位置付け
- (3)「災害時における環境モニタリングのための測定方法」の追加
 - ✓ 「災害時における環境モニタリングのための測定方法」を新設し、調査対象地域、測定箇所、測定時間、分析方法等の災害時のアスベストモニタリングに関する記載を追加

18

- 平成19年8月に災害時の被災建築物等の解体・補修や廃棄物の処理等における石綿飛散防止対策に係るマニュアルを作成し、その後、東日本大震災や平成28年熊本地震の経験を踏まえ、平成29年9月にマニュアルを改訂し、その概要版も作成
- 令和2年の大防法改正で、災害対応に係る国・自治体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かを把握を促進する規定が新たに盛り込まれたことを踏まえ、「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施し、モデル事業の成果等を踏まえ、有識者と自治体の職員で構成する検討会で議論し、令和5年4月に改訂

【改正概要】

- (1)法令改正、マニュアル類改訂の反映
- (2)モデル事業で得られた知見の反映
 - ✓ モデル事業での検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充するとともに、把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載
- (3)前回の災害時マニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映
 - ✓ 特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映

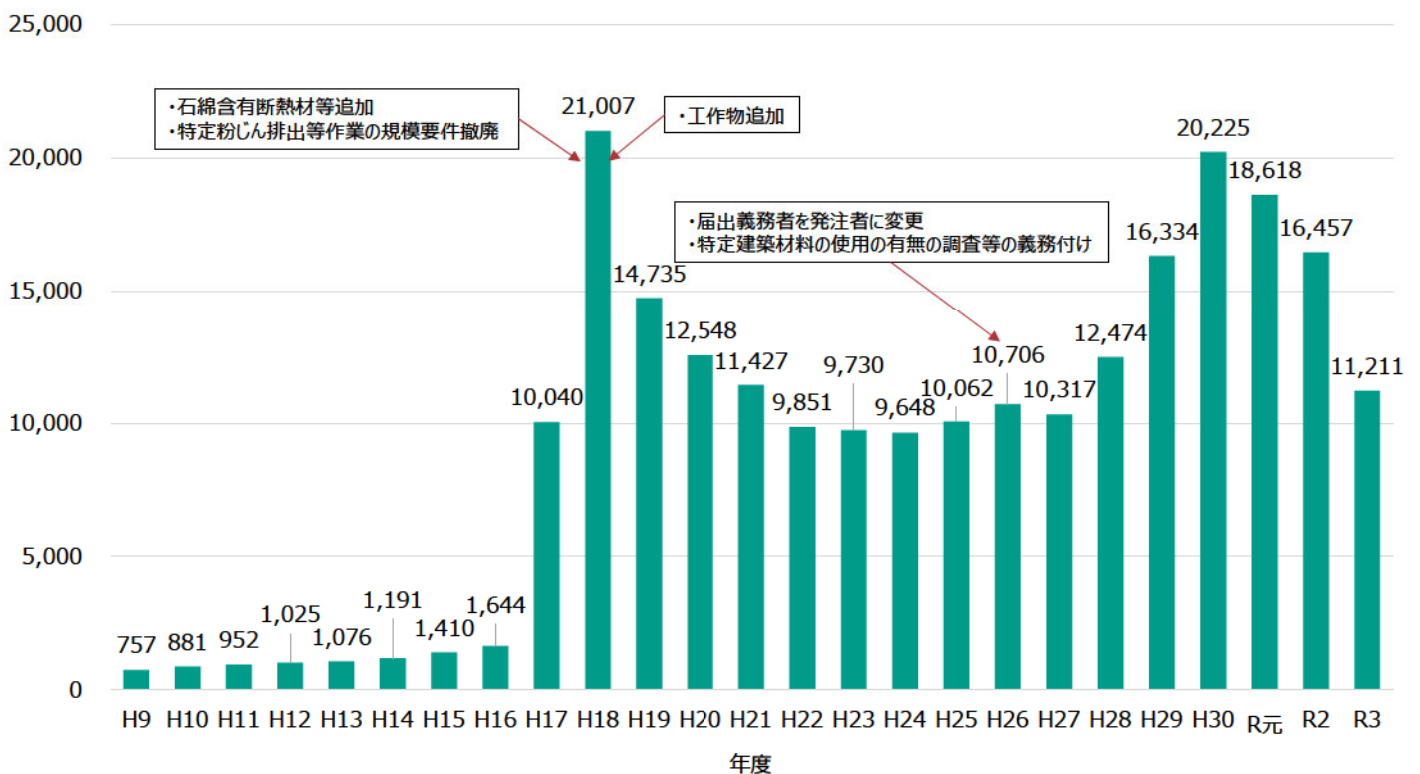
19

アスベスト規制に関する最近の動き

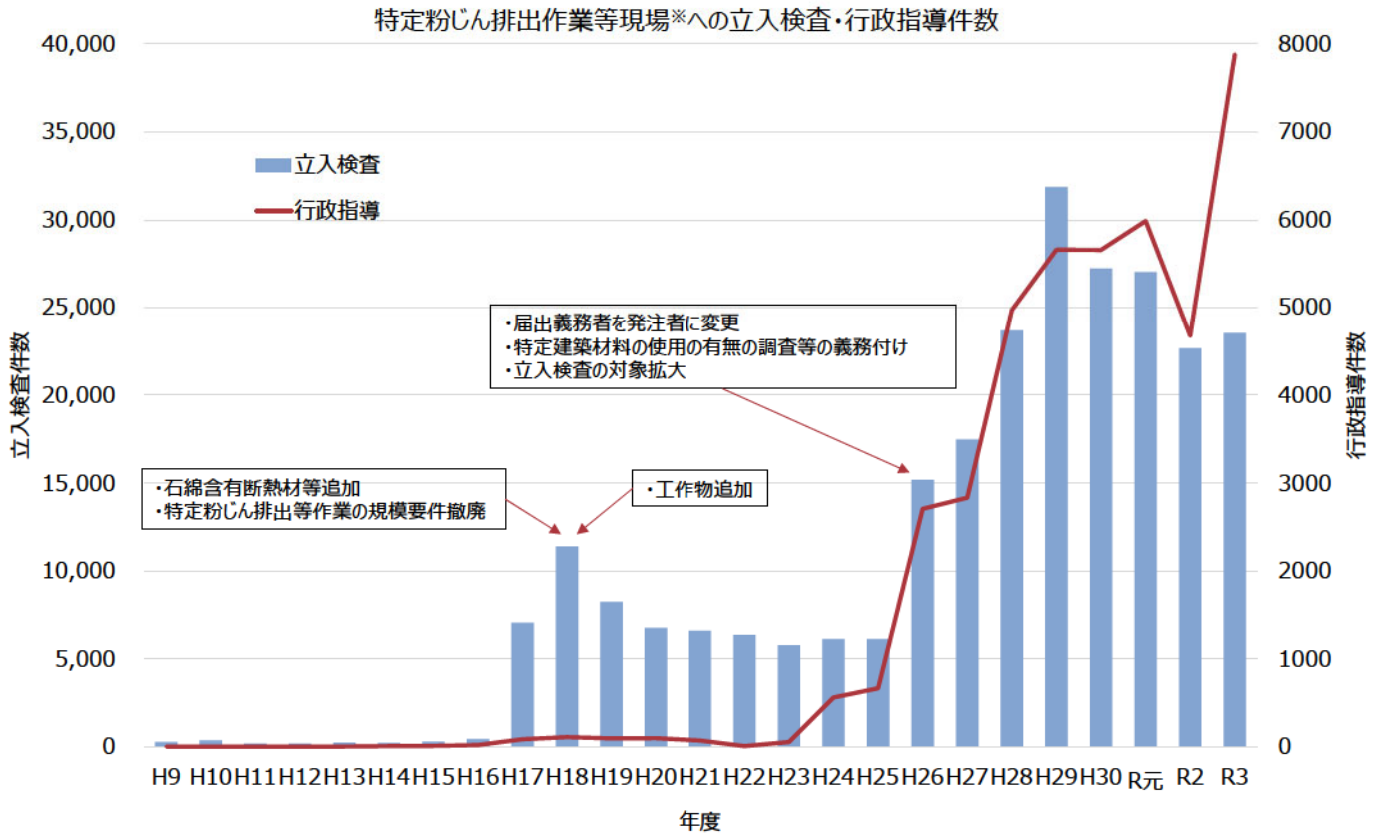
大気汚染防止法施行状況調査結果①



特定粉じん排出等作業※実施件数



大気汚染防止法施行状況調査結果②

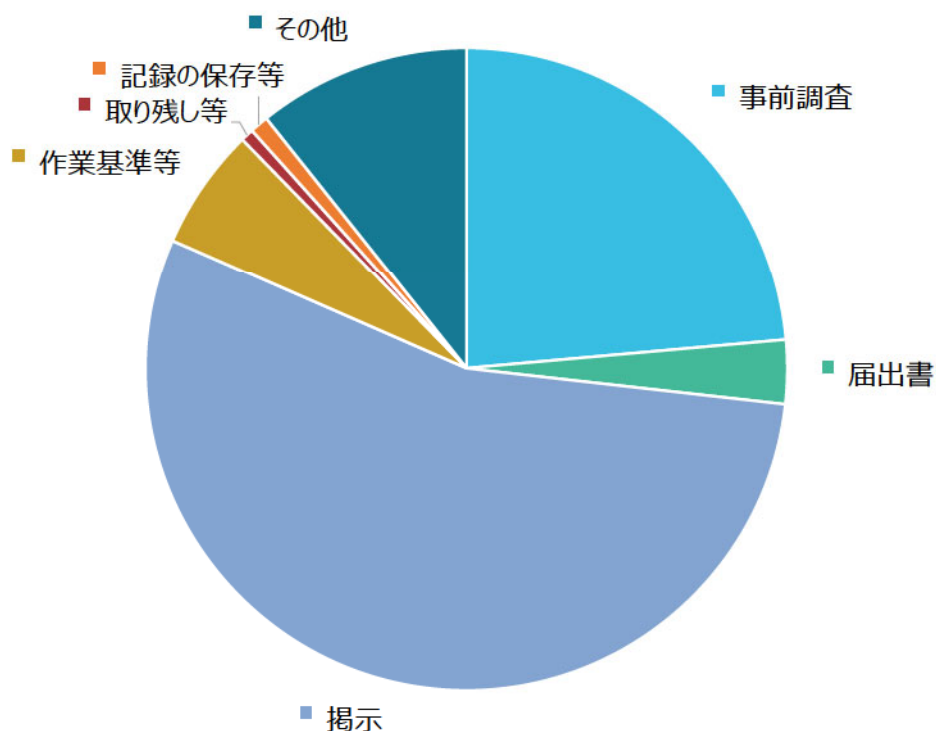


※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む 22

大気汚染防止法施行状況調査結果③



令和3年度 特定粉じん排出作業等現場※に係る行政指導内容



※特定粉じん排出等作業を行わない解体等工事現場も含む 23

研修資料・広報資料等の紹介

24

石綿飛散防止対策に関する講習・研修会（動画）



環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/workshop.html>

□ 令和4年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用
（一社）JATI 協会 浅見 琢也
- リフォーム、戸建て等の解体等工事における石綿事前調査
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 理事 石川 宣文

□ 令和3年度 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会

- 実践、事前調査の方法と注意点
（一社）日本アスベスト調査診断協会 理事長 本山 幸嘉
- 石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材の除去等作業におけるマニュアル活用の手引き
（一社）建築物石綿含有建材調査者協会 専門委員 石川 宣文

□ 令和2年度 大気汚染防止法改正に関する説明会

- アスベスト問題と今後の対応
東京工業大学 環境・社会理工学院 教授 村山 武彦
- 大気汚染防止法及び政省令の改正について
環境省水・大気環境局大気環境課



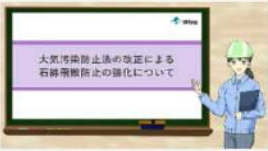
石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料



環境省HP <https://www.env.go.jp/air/asbestos/kouhou.html>

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料

動画



大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について (約12分)

- 00:52 石綿の役割
- 01:13 石綿の種類
- 02:00 石綿含有建材の使用部位例
- 04:34 石綿関連疾患
- 05:47 改正大気汚染防止法
- 09:19 石綿含有建材調査者講習

▶ 【動画】大気汚染防止法の改正による石綿飛散防止の強化について

チラシ、リーフレット

- ▶ お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ [PDF 5.1MB]
- ▶ 石綿飛散防止リーフレット [PDF 3.1MB]
- ▶ 石綿飛散防止チラシ [PDF 756KB]
- ▶ 事前調査結果の報告に関するチラシ [PDF 479KB]
- ▶ 事前調査告知チラシ (発注者向け) [PDF 1.1MB]
- ▶ 事前調査者の資格に関するチラシ [PDF 400KB]

お住まいの住宅の解体・改修をご検討の皆さまへ

建物の解体・改修工事を行う際には、石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！
～石綿対策は“皆さま”に関わる問題です～

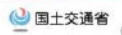
石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「けきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があります。平成18年（2006年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に施工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅などの建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、工事の発注者となる皆さまの「お一人ひとりの皆さま」も、飛散した石綿を吸入する可能性があります。そのため、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を講じていただく必要があります。



- 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出を求めます。
- 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮を行う必要があります。
- 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。



【参考】日本政策金融公庫による融資制度



■ 環境・エネルギー対策資金は、日本政策金融公庫が、環境・エネルギーの課題に取り組む中小事業者を支援するために国民生活事業と中小企業事業で実施される融資制度です。

	国民生活事業（個人企業・小規模企業）	中小企業事業（中小企業）
貸付対象	アスベストを発生又は飛散する者 (既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。)	アスベストを発生又は飛散する者 (既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う者及びアスベスト廃棄物の処理を行う者を含む。)
用途	アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び運転資金 既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び運転資金	アスベストの発生又は飛散の防止のために必要と認められる設備資金及び長期運転資金 既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行うために必要とする設備資金及び長期運転資金
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	7,200万円（うち運転資金2,500万円） （代理貸付：1,200万円）
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内
貸付利率	特別利率 B	設備資金：4億円まで 特別利率② 4億円超 基準利率 運転資金：特別利率②



環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
TEL : 03-5521-8293
E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp